

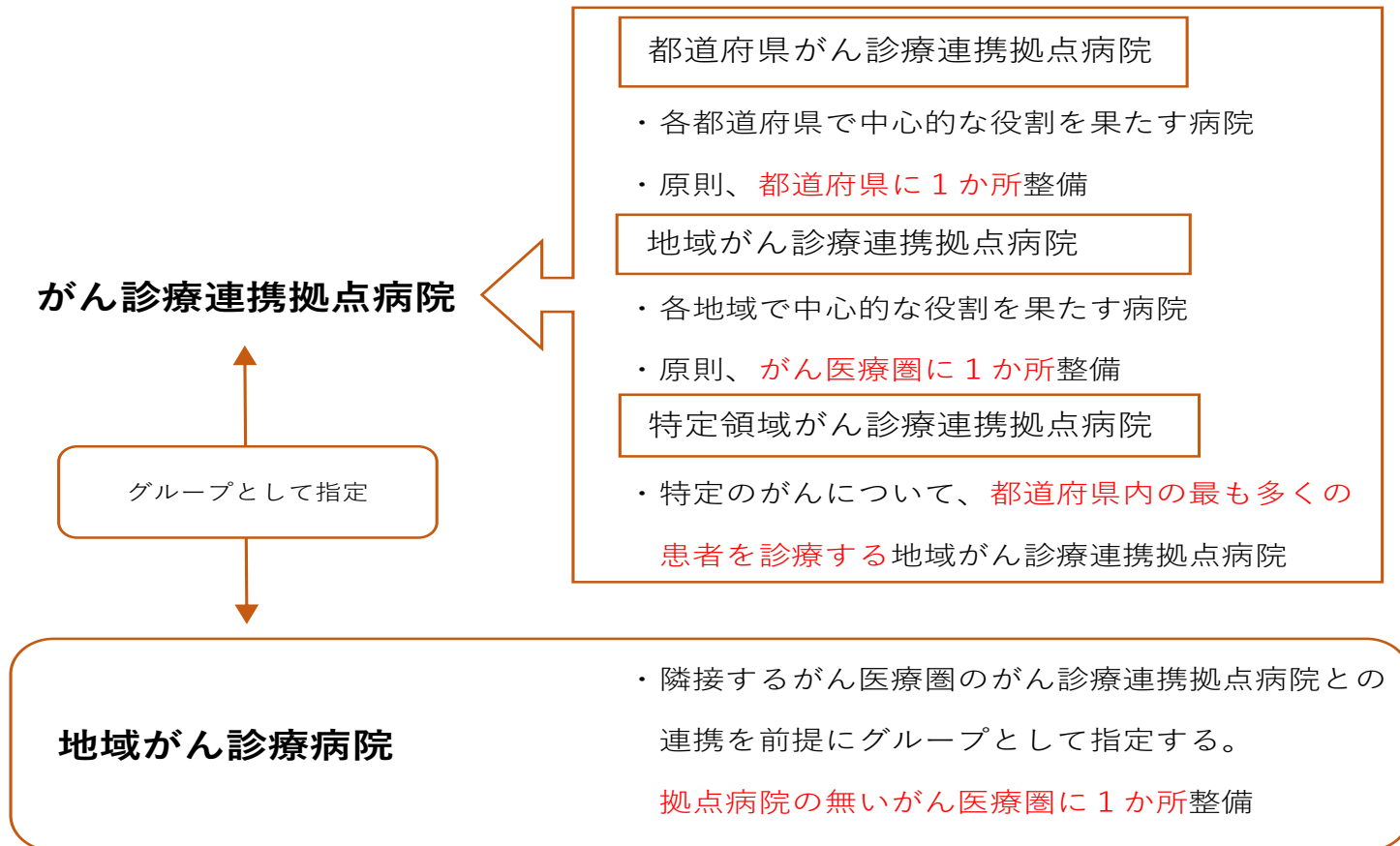
福岡県がん診療連携拠点病院等の推薦について

1 根拠法令

がん対策基本法
 第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。
 2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立研究開発法人国立がん研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

※「がん診療連携拠点病院等の整備について」(厚生労働省健康局長通知(令和4年8月改正))において、指定要件を規定

2 がん診療連携拠点病院等の分類



3 福岡県内の指定状況 ※詳細は別紙

分類	現在の指定状況	今回の国への推薦又は報告				今後の ^(※) 指定状況
		新規推薦	更新推薦	現況報告 (要件充足)	現況報告 (要件未充足)	
都道府県がん診療連携拠点病院	2			2		2
地域がん診療連携拠点病院	20	1	3	17		21
特定領域がん診療連携拠点病院	0					0
地域がん診療病院	2		1			1
合計	24	1	4	19		24

(※)「今後の指定状況」は今回の国への推薦又は報告が全て認められた場合。
 指定は、国による指定の検討会により決定する。

4 今後のスケジュール

- 令和5年10月31日 国への推薦書提出
- 令和6年1～2月頃 国による指定の検討会
- 令和6年4月1日 がん診療連携拠点病院等の指定(新規・更新)